

犯罪の被害者等の保護のための民事訴訟法の改正に関する論点について

(前注) 犯罪の被害者等の利益の保護を図るため、
付添い、遮へいの各措置については、これまで訴訟指揮の一環として、採ることが可能であったが、その要件等を法律上明確に規定することにより、その実施の円滑化を図り、
ビデオリンクの措置については、これまでは認められなかったが、その制度を新たに設ける
必要があると考えられる。

第1 付添い等の措置の導入に当たっての一般的な論点

1 付添い等の措置の目的

付添い等の措置については、犯罪被害者等基本法の理念に則り、法廷等で陳述する犯罪の被害者等の不安や緊張等を緩和すること自体を目的とする制度として位置づけることでどうか。

(注) 本文の案は、刑事訴訟法第157条の2から第157条の4までの規定と同じ趣旨とするものである。

なお、上記の目的が実現される範囲においては、結果的に十分な陳述が可能となり、適正な裁判にも資することとなるが、本文の案は、十分な陳述が可能な場合であっても、陳述者の保護のために各措置を採り得ることとすることが相当であるとの考え方に立ち、各措置の目的を上記のように捉えようとするものである。

2 各措置を認める事案の範囲

各措置を採ることができる事案の範囲については、特に制限を加えないこととすることでどうか。

(注1) 陳述者の限定については、刑事訴訟法では、そのような限定は付されていないことに照らすと、民事訴訟についてのみ限定することは難しいのではないかと考えられる。

そして、陳述者を限定しないのであれば、1で掲げた陳述者の不安や緊張等を緩和することが必要な場面は、あらゆる事案で生じ得る。

また、事案を例えば、犯罪に起因する事案というように限定すると、そもそも

そのような事案に該当するか否かが争われることとなるという問題点が存する。

本文の案は、以上のような点を踏まえ、事案の制限を加えないこととするものである。

(注2) 仮に本文の案のように事案を限定しないものとする場合、刑事訴訟は「犯罪事実」を審理する手続であるのに対し、民事訴訟における審理対象はそのように限定されないことを踏まえて、何らかの考慮を加えるべきであるとの考え方に立ち(資料1, 第2, 2(注)), 措置が認められる場合として、陳述者が犯罪の被害者であって保護の必要性がある場合を例示することについては、どのように考えるか。

(注3) 事案を限定しない場合、陳述者が精神的な不安や緊張を抱えている場面以外の場面、例えば、薬物犯罪の捜査官が証言する場合に、今後の業務に支障が出ないように、当事者及び傍聴人との間で遮へい措置を採ることができるか等の問題が存する。

本文の案は、この点は解釈に委ねられるとするものであり、上記のような場合に訴訟指揮権に基づき上記の措置を採ることができるとする解釈を否定する趣旨ではない。

3 各措置を認める手続の範囲

各措置について規定を設ける手続の範囲は、証人尋問、当事者本人尋問及び法定代理人尋問とすることでどうか。

(注1) この手続以外の場面において、従来どおり、訴訟指揮権に基づき、付添い及び遮へいの措置を採ることができるか否かについて、本文の案は、その点は解釈に委ねられるとするものであり、上記の措置を採ることが可能であるとする解釈を否定する趣旨ではない。

(注2) 本文の案は、証拠調べとしての審尋については、もともと定まった方式がないものであるから、運用上、各措置を採ることができること、口頭弁論、争点整理手続等、当事者が主張をする手続においては、書面に記載してそれを陳述することができることから、各措置について規定を設ける必要性が乏しいことを考慮したものである。

なお、鑑定人質問、専門委員の説明の手続についても、各措置について規定を設ける必要性は乏しいと考えられる。

4 各措置を採る場合の一般的な手続の在り方

ア 陳述者、当事者の申立権

各措置についての陳述者又は当事者からの申立権については、これを認めないこととするかどうか。

(注1) 本文の案は、刑事訴訟法でも、申立権が認められていないこと、証拠調べの方法については、基本的に裁判所の判断に委ねられていること、申立権を認めると訴訟の円滑な進行を阻害する場合も生じ得ることを考慮したものであ

る。

(注2) 措置の目的が陳述者の利益の保護自体であることに照らし、現在の運用上の扱いよりも陳述者の権利性を強めるとの考え方に立つと、陳述者からの申立権は認めるとの案も考えられるところである。

この案については、注1に掲げた問題のほか、

申立権を認める場面を限定するか。仮に限定するとして、どのような限定が可能か、

付添い及び遮へいの措置の申立てについての決定主体を裁判長とするか、裁判所とするか、

申立権を認めた場合に、不服申立てをどうするか。例えば、措置を認めないとの裁判所の決定に対しては即時抗告を認めるか、等の論点があり得ると考えられる。

イ 決定主体

各措置を採ることを決める主体は、付添い及び遮へいの措置については裁判長、ビデオリンクの措置については、裁判所とすることでどうか。

(注) 本文の案は、付添いと遮へいの各措置については、現在の運用上の主体を変更する必要性はないと考えられること、ビデオリンクの措置については、現行法上、テレビ会議システムの採用の決定主体が裁判所とされている(民事訴訟法第204条)ことを考慮したものである。

ウ 不服申立て

付添い及び遮へいの措置を採るとの裁判長の訴訟指揮に対しては、裁判所に異議を申し立てられることとするが、ビデオリンクの措置を採るとの裁判所の決定に対しては、異議申立て等、独立の不服申立ては認めないこととすることでどうか。

(注) 本文の案は、現行法上、裁判長の訴訟指揮については、裁判所に異議を申し立てることはできるが(民事訴訟法第150条)、証拠調べの方法に関する裁判所の決定については、独立の不服申立ては認められていないことを考慮したものである。

エ 当事者の意見聴取

各措置を採るに当たり、当事者からの意見聴取を必要とすることでどうか。

(注1) 本文の案は、各措置が当事者の質問の在り方に影響を及ぼす又は及ぼす可能性があることに照らし、意見聴取を要するものとするのが相当であるとの考え方を示すものである。

(注2) 仮に、本文のような考え方に立つとしても、テレビ会議システムの場合の意見聴取が最高裁判所規則で規定されている(民事訴訟規則第123条第1項)ことを考慮すると、この点については民事訴訟規則に規定を置くことが相当であると考えられるが、どうか。

第2 各措置の要件、内容についての論点

1 遮へい

当事者から陳述者の状態を認識することができないようにするための遮へいは、当該当事者の訴訟代理人が出頭していない場合であっても、採ることができるものとするかどうか。

(注) 本文の案は、刑事訴訟と違い、民事訴訟の場合、当事者の尋問権が憲法上保障されているわけではないこと、民事訴訟の場合、訴訟代理人は任意に解任、再委任をすることができること、むしろ、本人のみが出頭している場合にこそ、遮へいの措置を採る必要性が高いと考えられることを考慮したものである。

2 ビデオリンク

ア 実体的要件の在り方

精神的な状況に関する要件については、刑事訴訟法第157条の4と同様に、当事者との間の遮へい措置の要件と同程度にすることでどうか。

(注) 当事者の質問権に対する影響を踏まえると、当事者との間の遮へい措置の方が、ビデオリンクの措置よりも効果が大きいことを理由として、傍聴人との間の遮へい措置の要件と同程度にするとの案も考えられる。

これに対し、本文の案は、ビデオリンクは、直接主義に関係し、これまで訴訟指揮によっては実施することができないものであったこと、決定主体も裁判長ではなく、裁判所とすることが相当であることに照らすと、遮へいの措置よりも緩やかな要件とすることは相当ではないとの考え方に基づくものである。

イ 実体的要件に関する特則の要否

刑事訴訟法第157条の4第1項第1号においては、性犯罪の被害者に関する要件の特則を設けているが、民事訴訟法においては、このような特則を設けないことでどうか。

(注) 本文の案は、このような特則を設けると、そのような犯罪の被害者であること自体が問題となり相当ではないと考えられることを考慮したものである。

ウ 陳述者の在席（出頭）すべき場所

陳述者が在席（出頭）すべき場所は，裁判官及び訴訟関係人が在席する場所と同一の構内に限らず，他の裁判所でもよいこととすることでどうか。

（注１） 本文の案は，民事訴訟においては，すでに，テレビ会議システムを利用した尋問について，証人等を「他の裁判所」に出頭させてすることを認めていること（民事訴訟規則第１２３条第１項）を考慮したものである。

（注２） 仮に本文のような考え方に立つとしても，テレビ会議システムによる尋問については，出頭すべき裁判所が最高裁判所規則に規定されている（民事訴訟規則第１２３条第１項）ことを考慮すると，この点については民事訴訟規則に規定を置くことが相当であると考えられるが，どうか。

エ 尋問の録画

ビデオリンクによる尋問をビデオ録画することができる旨の規定は設けないことでどうか。

（注１） 本文の案は，民事訴訟においては，証拠能力に制限はなく，また，後に同一の事実につき再度法廷で尋問を受けることが当該訴訟の審理の段階で判明しているというケースが余り想定されないということ，ビデオテープが訴訟記録となると一般の閲覧の対象となる（民事訴訟法第９１条第１項）こと及び例えば加害者である被告がその複製をすることができる（同条第４項）ことにより，被害者の保護にむしろマイナスの影響が出ることも考えられることを考慮したものである。

（注２） 現実のニーズはともかくとして，ビデオ録画をすることができる旨の規定を置いてよいとの考え方については，どのように考えるか。

第３ その他

犯罪被害者等基本計画においては，刑事手続に関して，被害者情報の保護の制度，具体的には，

起訴状朗読の際，被害者の氏名等を朗読しないこととするなど，公開の法廷において被害者の氏名等を明らかにしないようにする制度，

検察官又は弁護人が，証拠開示の際に，相手方に対して，被害者の氏名等が関係者に知られないようにすることを求めることができる制度

について検討することとされているが，民事訴訟に関して，同様の制度を検討する必要性に関し，以下の点をどのように考えるか。

ア に関し，準備書面等の陳述については，民事訴訟法上，書面の朗読を定める規定はなく，実務上，単に「陳述する」とのみ述べるのが通例であること，証人尋問等の場合においても，書面の記載に基づいて内容の確認を求める方法により被害者情報の陳述を避けることは十分可能であること等との関係で， のような制度を設ける必要性，合理性の有無が問題となると考えられる。

イ に関し，上記の検討事項においては，配慮を求める相手方として被告人は除外されているところ，民事訴訟において相手方である当事者に配慮を求め得ることとするものの可否，仮にできると考えるとしても，その求めの効果をどうするか等の点が問題となると考えられる。